

三重県造林補助事業実施及び補助金交付要領

環境第06-143号
平成14年6月4日

最終改正 農林水第30-133号
令和5年6月23日

三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）及び農林水産部関係補助金等交付要綱（平成24年3月30日三重県告示第249号。以下「要綱」という。）に基づく造林事業費補助金及び特定森林再生事業費補助金（以下「補助金」という。）に係る造林補助事業の実施及び補助金の交付については、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日13林整整第885号。以下「国保全要領」という。）、森林環境保全整備事業実施要領の運用について（平成14年12月26日14林整整第580号。以下「国保全運用」という。）、森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について（平成23年3月31日22林整整第857号。以下「標準単価設定通知」という。）、長期育成循環施業の実施について（平成13年3月30日12林整整第718号。以下「国長期実施通知」という。）、三重県造林作業道等実施要領（平成19年9月12日環森第06-236号。以下「作業道等要領」という。）、農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日21農振第2567号農林水産事務次官依命通知。以下「農山漁村交付要綱」という。）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日21農振第2453号。以下「農山漁村実施要綱」という。）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日21生畜第2045号、21農振第2454号、21林整計第336号、21水港第2724号。以下「農山漁村実施要領」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第1 事業の種類等

要綱第1条に規定する造林補助事業の種類等は次のとおりとする。

1 国補造林事業

国保全要領第1の1に掲げる森林環境保全直接支援事業とする。

ただし、事業内容のうち保育間伐、間伐及び更新伐を実施する場合は、下記の要件を満たすものとする。

- (1) 保育間伐、間伐及び更新伐（定性伐採の場合）は、育成しようとする樹木の立木本数の30%以上伐採した場合かつ材積に換算して35%以下の場合に限る。ただし、保安林の施業要件等により伐採率が制限されており、立木本数の30%以上の伐採が難しい場合は、立木本数の20%以上の伐採とする。
- (2) 間伐の伐採率の上限は、国保全運用によるとともに、更新伐に係る伐採率の上限は、国保全運用及び国長期実施通知による。

- (3) 「搬出材積」は原則として丸太の材積とする。ただし、末木枝条や根本部を林地に残すと流木になる危険がある、又はその後の作業の効率化・低コスト化に繋がる等、末木枝条等を林地に残さず搬出するべきと判断される場合は、「搬出材積」に末木枝条及び根本部を含めることが出来る。
- (4) 間伐及び更新伐の事業規模は、1 施行地ごとに面積が0.1 ha 以上、搬出材積が10 m³/ha 以上を満たす場合に限るものとし、搬出材積が10 m³/ha に満たない12 齢級以下の施行地については保育間伐で実施するものとする。

2 特定森林再生事業

国保全要領第1の2に掲げる特定森林再生事業とする。

事業内容のうち除伐、保育間伐及び更新伐は、育成しようとする樹木の立木本数の30%以上伐採した場合かつ材積に換算して35%以下の場合に限る。ただし、保安林の施業要件等により伐採率が制限されており、立木本数の30%以上の伐採が難しい場合は、立木本数の20%以上の伐採とする。

3 県単造林事業

(1) 事業内容

ア 人工造林

優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽、播種、施肥等とする。

イ 下刈り

2 齢級以下の人工林で行う雑草木の除去及びこれに併せて行う施肥とする。

ウ 保育間伐

下刈りが終了した12 齢級以下又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18 cm未満の人工林で行う不用木の除去、不良木の淘汰とする。

ただし、令和4年6月13日より前に認定された森林経営計画において保育間伐として計画していた箇所に関し、「12 齢級以下」を「18 齢級以下」と読み替えて実施することができるものとする。

エ 間伐

18 齢級以下の人工林で行う、搬出を伴う不用木の除去及び不良木の淘汰、搬出集積とする。

オ 枝打ち

人工林において、病虫害の被害防除等を目的として行う林木の枝葉の除去とする。

カ 森林作業道

森林整備を伴う森林作業道の開設とする。

キ 作業ポイント

高性能林業機械等の林業用機械の伐採木搬出等にかかる作業拠点の開設とする。

ク 森林作業道等の改良・補修

既に開設されている森林作業道、治山仮設道及び作業ポイントの改良又は補修とする。

ケ 鳥獣害防止施設等整備

(ア) 施設等整備

健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備とする。

(イ) 施設改良

既設の鳥獣害防止施設について、スカートネットの追加、防護柵のかさ上げといった森林被害防止のための機能向上、又は、暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象やこれらに帰因する倒木等により被害を受ける等、機能が適切に発揮されなくなった施設の再整備とする。

(2) 事業主体

国保全要領第1の1の(2)の事業主体及び認定林業事業体、育成経営体とする。

(3) 事業規模

1 施行地の面積が0.1ha以上。

ただし、森林経営計画の対象地においては、事業規模を問わない。

間伐については、1 施行地ごとに面積が0.1ha以上、搬出材積が10m³/ha以上を満たす場合に限るものとする。

4 花粉発生源対策促進事業

(1) 事業内容

農山漁村実施要領の別紙6の第4の3に規定する事業内容のうち、「サ 花粉発生源植替え」、「ス 付帯施設等整備」の(ア) 林木被害防止施設等整備及び「セ 森林作業道整備」とする。

(2) 採択要件

植栽する樹種は、花粉症対策苗木の針葉樹又は広葉樹とし、苗木はコンテナ苗に限ることとする。

また、伐採後はすみやかに植栽することとする。

5 事業実施基準

第1の1から4の各事業の実施基準は次のとおりとする。

(1) 国補造林事業及び県単造林事業における施行地は、原則として三重県型森林ゾーニングにおいて、「生産林」に区分されている森林において実施するものに限る。

(2) 人工造林の植栽は、木材や薪炭材等の生産を目的とし、かつ苗木の植栽本数は市町村森林整備計画に定める要件を満たし、かつ成林が見込まれるものに限る。

なお、花粉発生源植替え及び人工造林で植栽する苗木は、団体取引協定による森林組合取り扱い苗木、又は林業種苗法による指定採取源から採取された種穂による苗木に限る。

ただし、自家苗畑で生産された優良苗木を自己山林に植付けする場合、又は造林者が指定採取源で採取された種穂による苗木でないことを理解して使用した場合については、この限りでない。

(3) 県単造林事業における保育間伐及び間伐の伐採率は、20%以上（本数率）実施した場合とする。

(4) 枝打ちは、打上幅で1m以上実施した場合に限る。

6 補助金の申請方法

第1の1から4の事業に係る補助金の申請方法は、次のいずれかとする。

(1) 受託申請（受託事業）

受託申請とは、森林所有者から森林組合等の事業主体に対し、森林の施業から補助金の交付に関する事務まで一括して委任する場合とする。

(2) 代理申請

代理申請とは、森林所有者が自ら施業を行い、又は、施業を他の者が行ったうえで、補助金の交付に関する事務を第三者に委任する場合とする。

また、代理申請を行う場合にあっては、代理申請者は補助金事務の委任を受けた後すみやかに現地調査を行い、実行状況を精査したうえで申請書類を作成するものとする。

(3) 直接申請

直接申請とは、森林所有者が自ら施業を行い、又は、施業を他の者が行ったうえで、補助金の交付に関する事務を森林所有者が自ら行う場合とする。

7 森林保険

第1の1から4の事業を実施する森林で、森林保険に加入していない森林においては、森林所有者等が森林保険の加入に努めるものとする。

第2 補助区分

補助区分は、各事業の予算が当初予算、繰越予算又は補正予算のいずれかにより、下記のとおりとする。

(1) 第1の1及び4の事業については、国補、国補（繰越）、国補（補正）とする。

(2) 第1の2の事業については、特定森林再生、特定森林再生（繰越）、特定森林再生（補正）とする。

(3) 第1の3の事業については、県単、県単（繰越）とする。

第3 事業計画等

1 事業計画の作成

国保全要領、国保全運用及び農山漁村実施要領による。

2 事業計画の承認及び変更

国保全要領、国保全運用及び農山漁村実施要領による。

3 実施計画の作成

国保全要領及び、国保全運用による。

4 事前計画の作成

- (1) 第1の1及び4の事業内容のうち、人工造林、保育間伐、間伐、更新伐、森林作業道整備及び花粉発生源植替えについて補助を受けようとする者は、国保全要領及び国保全運用及び農山漁村実施要領により事前計画書（第13号様式）を作成し、森林の所在する管内の農林（水産）事務所長（以下、「事務所長」という。）に、施業開始日前までに提出するものとする。
- (2) 事務所長は、(1)により提出のあった事前計画に記載された内容を随時取りまとめ、事前計画に記載された事業が、計画的かつ効率的に実施されるように、必要に応じて事前計画の提出者に対して指導を行うものとする。
- (3) 事前計画の計画内訳のうち、実施年度ごとの各施業の面積（延長）合計が施行地の追加又は廃止によって20%を超える増減がある場合は、事前計画の変更を(1)及び(2)に準じて行うものとする。

第4 事業実施

1 補助金の交付申請・実績報告

- (1) 国補造林事業は、国保全要領及び国保全運用による。
特定森林再生事業は、国保全要領及び国保全運用による。
県単造林事業は、国保全要領及び国保全運用に準ずる。
花粉発生源対策促進事業は、農山漁村実施要領による。
- (2) 補助金の交付申請及び受領について第三者に委任する事業主体は、造林補助事業完了届（第1号様式）及び委任状及び精算依頼書（第2号様式）を委任する第三者（以下「代理申請者」という。）に提出するものとする。
- (3) 補助金の交付申請を行う者（以下、「交付申請者」という。）は、次の書類・データを森林の所在する管内の農林（水産）事務所へ提出して実績を報告のうえ、補助金の交付申請を行う。ただし、人工造林及び下刈りに

については施行地の位置、区域、面積、施業完了状況がわかるオルソ画像（中心投影や撮影方向、地形によって生じる画像の位置ズレを、三次元情報を基に位置補正した画像。正射投影画像ともいう。正射投影画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含むものとする。以下同じ）等を提出する場合は、ウ及びエ、チの書類について省略できるものとする。

ア ○○事業費補助金交付申請書・実績報告書（第3号様式）

イ 造林補助事業内訳書（第4号様式）

ウ 造林補助事業実測図（第5号様式）及び施業図（縮尺1/1,000～1/5,000程度の森林計画図等に施行地を記入した図面。ただし、実測図に等高線等の表示があり施業図と同等とみなせる場合には省略できる。なお、間伐、更新伐に係る交付申請の場合は、施行地内の既設の森林作業道の線形及び延長を記載すること。）

エ 総括位置図（施行地の位置を示した縮尺1/50,000の地形図又はこれに準ずるもの）

オ 委任状及び精算依頼書（第2号様式）の写し（事業主体が代理申請者に委任した場合に限る。なお、事業主体が森林所有者の場合は、原則として自筆署名とする。）

カ 間伐及び更新伐に係る伐採木の搬出材積集計表（第14号様式）及び証明書等の証拠書類の写し

キ 現場労働者に係る社会保険等の加入実態状況調査表（第15号様式）（施行地ごとに事業に従事した各現場労働者について、標準単価設定通知第3の3に掲げる社会保険等の加入状況を記載した表）

ク 伐採及び伐採後の造林の届出書の写し

ケ 平均胸高直径等調査表（施行地の面積1haにつき1箇所以上の標準地を設定して調査したもの。ただし、保育間伐のうち、伐採しようとする不良木の平均胸高直径18cm未満の林分、もしくは、伐採した不良木の平均根株直径18cm未満の林分（それぞれ、12齢級以下を除く。）で実施した場合に限る。）

なお、平均胸高直径等調査を実施した標準地の箇所が分かるよう、施業図および実測図に標準地を記入すること。

コ 材積伐採率確認表（第19号様式）（保育間伐、間伐及び更新伐において、本数伐採率が45%以上の施行地、及び森林整備（造林・間伐）事業の実施について（令和元年6月21日農林水第30-162号）別紙3における上限本数伐採率以上の施行地に限る）

サ 市町が請負に付して実行した事業及び森林作業道整備のうち標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る実行経費内訳書

シ 森林作業道整備線形図（縮尺1/1,000～1/5,000程度の森林計画図、もしくはその他の地形が判読できる図面に開設又は改良を行った森林作業道の線形、延長、標準断面図及び標準設計を適用した部分を記載したもの。）

ス 森林作業道作設に係るチェックリスト（第20号様式）

セ 事業主体としての要件を満たしていることが確認できる森林経営計画の認定通知書や要間伐森林における裁定通知書、当該事業を実施する権限を有していることを確認できる各協定書や受委託契約書、請負契約書の写し

など。

ソ 施業実施前写真（施業前の林地状況及び施業の必要性が分かるもの）

全ての施業において、写真は1施行地につき1枚以上、原則としてGNSSデータが記録されるように撮影する。また、写真には日付が入るようにする。

(ア) 4回目以降の下刈りを実施する場合は、ポール等により雑草木の植生状態が密生であることが分かる写真を近景及び遠景で撮影すること。

（ただし、令和3年度以前に植栽した箇所を除く）

(イ) 保育間伐等のうち国保全運用1の(5)のオにより気象害の被害を受けて実施する場合については、保育間伐等実施前の被災状況を2箇所以上撮影する。

また、伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分で保育間伐を実施する場合（12齢級以下を除く。）は、(3)のケの標準地の3箇所につき1箇所以上撮影する。

(ウ) 森林作業道については、起点及び終点、中間点（開設延長200m程度につき1箇所以上）を撮影する。また、森林作業道の改良を実施する場合は、原則としてすべての改良箇所を撮影する。

(注1) (ア) (イ) の写真には森林所在地・森林所有者名・作業種、(ウ) の写真には森林所在地・路線名を黒板等に表示を行い撮影する。

（18cm未満の林分における保育間伐については、(イ) の写真に立木本数、平均胸高直径等も表示）

タ 施業状況写真（施業中の状況が分かるもの）

全ての施業において、写真は1施行地につき1枚以上、原則としてGNSSデータが記録されるように撮影する。また、写真には日付が入るようにする。

このほか、以下のとおりとする。

(ア) 片付け及び地拵え単価で補助を受けようとする場合は、雑草・灌木等を刈っている状況を撮影する。

(イ) 間伐及び更新伐については、搬出状況（架線集材の単価で補助を受けようとする場合は架線集材の実施状況）を撮影する。また、木質チップ製造業者等（材を重量換算（t換算）で買い取る業者・工場等）へ搬出材を搬入し、かつ搬出材に末木枝条を含まない搬出間伐の標準単価で補助を受けようとする場合は、木質チップ製造業者等へ搬出した全てのトラックの中身が分かる写真を撮影する。

(ウ) 森林作業道については、土工作业及び主な各種構造物のそれぞれの施工状況について、それぞれ開設延長500m程度につき1枚以上撮影し、かつ除根ありの単価を適用する場合は、平均的な根株直径が30cm以上であることを確認できる写真を撮影する。

(注1) (ウ) の写真には森林所在地・路線名を黒板等に表示を行い撮影すること。

(注2) (イ)の「木質チップ製造業者等へ搬出した全てのトラックの中身が分かる写真」については、他の資料等をもって搬出材に末木枝条を含まないことが確認出来る場合は、省略出来ることとする。

チ 施業完了状況写真（施業完了状況が把握できるもの）

(ア) 人工造林、下刈り、枝打ち、保育間伐、間伐、更新伐、花粉発生源植替えなどについては、施行地の面積に応じて下記に規定する箇所（ただし、下刈りにおいては近景及び遠景）の写真を、原則として GNSS データが記録されるように撮影する。また、写真には日付が入るようにする。

a 1. 0 h a 未満：1箇所以上

b 1. 0 h a 以上～3. 0 h a 未満：2箇所以上

c 3. 0 h a 以上～5. 0 h a 未満：3箇所以上

d 5. 0 h a 以上～：4箇所以上（以降+5 h aにつき1箇所以上加算）

なお、写真中の1箇所以上は、セの施業実施前写真と同じ場所及び向きで撮影する。

また、全ての写真において、黒板等に以下の表示を行い撮影する。

e 森林所在地

f 森林所有者名

g 作業種（人工造林、下刈り、保育間伐、間伐、更新伐、枝打ち等）

h 作業内容（h a 当たりの植栽本数、伐採率（伐採本数／成立本数）、枝下高、枝打幅、枝打ち実行本数等）

(注1) 撮影する写真は、施業内容の標準的な箇所（標準地：原則として100m²）で撮影すること。

また、写真撮影箇所は、施行地の一部に偏らないようにまんべんなく撮影すること。

(イ) 森林作業道については、路線ごとに下記に規定する箇所の写真を原則として GNSS データが記録されるように撮影する。また、写真には日付が入るようにする。

a 起点及び終点

b 中間点（開設延長200m程度につき1箇所以上）

c 主な簡易構造物

また、写真には、黒板等に以下の表示を行い撮影すること。

d 森林所在地および路線名

e 撮影位置

f 作業内容（幅員、簡易構造物の規格等）

(ウ) 鳥獣害防護柵については、1施行地につき1箇所以上、原則として GNSS データが記録されるように写真を撮影する。また、写真には日付が入るようにし、以下の事項を黒板等に表示し、撮影すること。

a 森林所在地

- b 森林所有者名
- c 防護柵の規格（支柱間隔、ネットの種類、網目幅等）

（注2）（イ）及び（ウ）の施業完了後写真については、ポールやスタッフなどを用いて、補助金の査定にかかる数値等（作業道の幅員、簡易構造物の規格等、防護柵の高さ、網目幅等）が確認出来るよう撮影すること。

- ツ 下刈り実施状況確認表（第18号様式）（令和4年度以降に植栽した箇所において4回目以降の下刈りを実施した場合に限る。）
 - テ 協定書の写し（第1の2の事業を実施した場合に限る。）
 - ト 森林経営計画の作成に関する同意書（第16号様式、第17号様式）（第1の1の事業において、特定間伐等促進計画及び経営管理実施権配分計画に基づいて行われる間伐等を実施する場合に限る。）
 - ナ 苗木受払簿の写しや苗木写真等、苗木がコンテナ苗であり、かつスギ又はヒノキの場合は花粉症対策に資する苗木であることを証明する資料（花粉発生源対策促進事業に限る。）
 - ニ 被害状況及び被害が気象害等によるものであることを示す資料（1,500本/ha以下の植栽地における補植及び森林作業道の復旧を実施する場合に限る。）
 - ヌ 国保全運用6の（3）のイに規定する「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け チェックシート」
 - ネ 測量結果のデータ（電子データでの提出を標準とする。）
データ形式は以下のうちいずれか一つとする。ただし、オルソ画像等の提出を行った場合は、（ア）により提出すること。
 - （ア）シェープファイル、KMLファイル等のGISデータ
 - （イ）DXFファイル、P21ファイル等のCADデータ（1測点以上の座標値を記録したものに限り）
 - （ウ）EXCELファイル等の座標データ
 - ノ 施行地全体の施業状況が確認できるデータ（オルソ画像等の提出を行った場合で、オルソ画像等では判別の難しい箇所がある場合に限る。）
データ形式は以下のうちいずれか一つとする。
 - （ア）JPEGデータ等の画像ファイル
 - （イ）MP4データ等の動画ファイル
 - ハ その他、知事又は検査員が必要と認める書類
- （4） 交付申請者は（3）に掲げるもののほか以下の書類を整備し保管するものとする。なお、これらの書類は、補助金交付申請書への添付は要しないが、完了検査時に検査員に提示するものとする。
- ア 測量野帳（（3）のウに記載されている場合は不要）及び平均胸高直径の調査野帳
 - イ （3）のキ「加入実態状況調査表」の証明書等の証拠書類及び現場監督費の確認できる書類

- ウ 森林経営計画書、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画又はその写し
- エ 開設又は改良を行った森林作業道を管理する権限を有する者を明らかにする書類
- オ 保安林内作業許可にかかる指令書、保安林内間伐計画の適合通知書の写し
- カ 申請に要した電子データ（オルソ画像作成のために撮影した写真、間伐プロットや森林作業道を測定した点群データ等）
- キ その他事業の採択要件の確認及び補助金の査定に必要な書類

(5) (3)における各撮影写真の仕様は以下のとおりとする。

- ア 写真は、デジタルカメラで撮影したカラー写真とする。
- イ 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3：4程度とする。（100万画素程度～300万画素程度＝1, 200×900ピクセル程度～2, 000×1, 500ピクセル程度）

(6) (3)に掲げる書類等の提出は、対面や郵送による提出のほか、電子データでの提出が可能なものについては、電子メールやインターネットサイトを活用して提出することが出来るものとする。

(7) 補助金の実績報告は、交付申請と併せて行うものとする。

なお、完了検査等の結果により、申請者が実績を変更する必要がある場合には、申請者は、変更箇所を朱書きのうえ、事務所長に対し再提出を行うものとする。

(8) (3) 及び (4) に掲げる書類等については、交付申請者が補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年間保管するものとする。（ただし、国保全要領第1の2の事業にあっては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して10年間保管するものとする。）

(9) 交付申請者は、第1の1から4の事業については、年度内の交付申請の締切を、原則として下刈りは10月末日、その他は12月末日とし、それ以後に作業が完了した分は、原則として翌年度6月中に補助金額を確定出来るよう交付申請することとする。

なお、市町の直接申請については、年度内の交付申請の締切を3月15日とする。（ただし、補助金額の確定は2月10日までに行うものとする。）

2 完了検査

事務所長は、交付申請のあったものについて、三重県造林補助事業完了検査要領（昭和54年5月28日林業第184号）により完了検査を行うものとする。

3 補助金の交付決定及び額の確定

- (1) 国補造林事業は、国保全要領及び国保全運用による。
特定森林再生事業は、国保全要領及び国保全運用による。
県単造林事業は、国保全要領及び国保全運用に準ずる。
花粉発生源対策促進事業は、農山漁村実施要領による。
- (2) 補助金の交付決定及び額の確定は、第6号様式により事務所長が行う。
また、「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」に基づき適切に確認等を行うこと。
なお、補助金交付決定及び額の確定を行ったときは、第7号様式により1ヶ月以内に農林水産部長（以下「部長」という。）に報告するものとする。

4 補助金事務の取扱い

事務所長は、森林組合等が事業主体の委任を受けて補助金の交付申請、代理受領等の補助金事務を取り扱う場合には、国保全要領及び国保全運用により取り扱うよう指導するものとする。県単造林事業にあっても同様とする。

5 補助金の交付等

- (1) 事務所長は、第4の3の(2)の交付決定及び額の確定を行ったときは、事業主体等から補助金請求書を徴し、補助金を交付するものとする。
- (2) 補助金の交付を受けた代理申請者（以下「代理受領者」という。）は、速やか（補助金を受領した日からおおむね30日以内）に個々の事業主体に補助金を交付しなければならない。
- (3) 代理受領者は、補助金の交付にあたっては、造林補助事業補助金支払明細書（第10号様式）を作成すると共に、造林補助事業補助金支払通知書（第11号様式）により事業主体に補助金の額等を通知するものとする。
- (4) 代理受領者は、補助金の支払いが完了したときは、造林補助事業補助金交付完了報告書（第12号様式）を速やかに事務所長に提出するものとする。

6 受託事業に係る経費の透明化

事務所長は、森林所有者等からの受託により事業を実施しようとする事業主体に対して、国保全運用6の(8)に基づき受託事業に係る経費の透明化を図るように指導するものとする。なお、県単造林事業にあっても同様とする。

第5 補助金の査定

事務所長は、第4の2の完了検査に基づいて査定した事業量等により、次により補助金の査定を行うものとする。

1 補助金査定の取扱い

国補造林事業に係る補助金の査定の取扱いは、国保全運用による。

特定森林再生事業に係る補助金の査定の取扱いは、国保全運用による。

県単造林事業は、国保全要領及び国保全運用に準じる。

花粉発生源対策促進事業に係る補助金の査定の取扱いは、農山漁村実施要領による。

2 標準単価及び間接費

(1) 標準単価は、毎年度事業の種類ごとに部長が定め事務所長に通知するものとする。

(2) 県単造林事業にあつては、部長が定める標準単価によりがたい場合、地域の実情に応じて、別途、事務所長が定めることができる。

(3) 間接費を加算できるのは、次のとおりとする。

ア 国補造林事業は、国保全要領及び国保全運用による。

イ 特定森林再生事業は、国保全要領及び国保全運用による。

ウ 県単造林事業については、国保全要領及び国保全運用に準じる。

エ 花粉発生源対策促進事業は、農山漁村実施要領による。

(4) 間接費の率は、標準単価設定通知による。

3 補助金額の算出

(1) 国補造林事業

国保全要領及び国保全運用によるほか、作業道等要領による。

(2) 特定森林再生事業

国保全要領及び国保全運用によるほか、作業道等要領による。

(3) 県単造林事業

国保全要領及び国保全運用に準じるほか、作業道等要領による。

(4) 花粉発生源対策促進事業

農山漁村実施要領による。

4 査定係数

(1) 国補造林事業

国保全要領による。

(2) 特定森林再生事業

国保全要領による。

(3) 県単造林事業

査定係数は、次のとおりとする。

項 目	通常	促進計画 又は配分計 画	森林経営計画	新規実施箇所
植栽	80	100	120	—
下刈り	80	80	80	—
枝打ち	80	80	80	—
保育間伐	80	100	120	—
間伐	80	100	120	140
鳥獣害防止施設等 整備	80	100	120	—
森林作業道・作業 ポイントの開設	80	100	120	—
森林作業道・作業 ポイントの改良・ 補修	80	100	120	—

(注1) 「森林経営計画」は、森林経営計画に基づいた施業に適用する。

また、「促進計画又は配分計画」の査定係数は、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に規定する特定間伐等促進計画又は森林経営管理法第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画に基づいた施業に適用する。

(注2) 森林作業道・作業ポイントの開設・改良・補修を実施する場合で査定係数「促進計画又は配分計画」を適用した場合には、当該施行年度を含む5年以内に植栽、下刈り、枝打ち、保育間伐、間伐の施業を開設・改良・補修と同一の査定係数の区分として実施する必要がある。

(注3) 新規実施箇所とは、現林齢まで一度も間伐等を実施していない箇所とする。

- (4) 花粉発生源対策促進事業
農山漁村実施要領による。

附 則

- 1 この要領は、令和5年7月1日以降に実施する造林補助事業から適用する。